

はじめの一・五歩案	作業グループ会議委員案	作業グループ会議委員意見等
<p><b>2 市民</b></p> <p><b>(1)市民の定義～市民とは？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか</li> <li>・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人→主体として定める ⇒啓発等が必要</li> <li>・住民でない人も貢献できる、大事にされる</li> <li>・事業者の役割</li> </ul> </li> <li>・住民と市民のつながりを検討する必要がある</li> <li>・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。</li> </ul> <p><b>【イメージ図】</b></p> <p><b>問：焼津市の自治における「市民」の定義について</b></p> <p><b>【委員意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法律上の住民でよいと思う</li> <li>○(1)にかかるてある通りとは思いますが、財政的負担などがかわってくる場合？？事業者とか大学とか高校とかの果たす役割が大きくなると思います</li> <li>○定義として、例えば、市民、市民等（市内で働く者、就学者、市内に自治会、N P O、事業者）市、市政、参加、協働等用語の意義を定める。</li> <li>○担い手である在学・在勤・N P O 等を含めて「市民」と考えたい。住んでいる地域は違えど焼津に対して強い愛着を持っている人がおり、そういう人の力が「まちづくり」に大きく寄与しているケースがあるからである。</li> <li>○「はじめの一歩案のとおり、広い意味での市民としたい」という作業グループの意見に賛成です。</li> <li>○主体は住民だと思うが、焼津に関心があつたり、かかわっている方も含めていいと思う。法人や通勤通学の人なども入るので、上のイメージ図でいいと思う。</li> <li>○市の住民登録者のほかに、法人（N P O を含む）等社会活動者及び在学、在勤者として、市内で社会活動（経済活動）をする者としたい。</li> </ul>	<p><b>(1)市民の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例においては、市内に住所を有する人（法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて市民とする。</li> </ul> <p><b>(1)市民の定義</b></p> <p>この条例に言う市民とは、以下の各号に該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に市内に居住するもの</li> <li>2 市内においてなんらかの活動を行うもの</li> <li>3 市外にあって、焼津市に関してなんらかの活動を行うもの</li> </ol> <p><b>(1)市民の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津市の住民を「市民」とし、市内で働く人、通学生、事業者等を「市民等」としたい。</li> </ul>	<p>できるだけ平易かつ短いものが良いのでは？</p>

- 条例が自分達のものと理解して頂くためにも、法律上の住民に加え、住民でない人（在学・在勤）も貢献できる定義にした方が、一歩前進と考えられる。
- 焼津市に住んで、働いていれば本当にオール焼津市民と言えますが、働いている所が他市だと、市民が2つの市に兼ねているということになります。住民票があれば実感がありますが、働いている時にはあまりありません。（ただ、実際は日中は他市で、焼津は寝る場所という矛盾はあります。）
- すべて焼津にかかわる人が市民では？市外から通勤する市職員も「市民」感覚が必要。
- 住人（じゅうにん）— 在住の市民  
通人（かよいじん）— 焼津市へ通学・通勤する事に掛る事に権利と共に義務を負う必要がある。
- 上図サポーター以外の枠の中。サポーターはあくまでもサポーター。
- はじめの一歩案のとおり、広い意味での市民としたい
- 市民、は焼津市に関わる人たちのことを言うと思うので、  
在勤・在学の他市の方々も、焼津にいる時間は「焼津市民」と思ってもらえばいいな。
- 在学の高校生、短大生、在勤の方も、まちをつくっていくことは出来ると思う。そういう人たちも巻き込んでいくという意思を条文に込めるためにも、「市民」の定義に含めるべきだと思う。
- 焼津市のまちづくりやまちの発展への関わり方は様々で多くの方々が貢献している現実があります。焼津市在住でなくとも貢献してくださっている方々を何らかの形で市民の一員として位置づけしたい。
- 「○はじめの一歩案のとおり、広い意味での市民としたい」に賛成

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- はじめの一歩案のとおり、広い意味での市民としたい
- 「市民」に関してこの条例には、どのような主体があり、それぞれがどのような義務と権利を持つかを明確にする。  
様々な考えの人が住んでいる中でより多くの人たちにこの条例を自分のものとして身近にしていただくために明記する。

**(2) 市民が尊重されること**（「市民の権利」に代えて）

問：「市民が尊重されること」について

（広い意味での）焼津市民であれば等しく尊重されることとはなんでしょうか？

**【委員意見】**

- 市民の誰もが公平、平等に行政等のサービスを受ける
- 行政や議会が保有する情報を知る権利、情報の共有、市政の説明責任、個人情報の保護など
  - ・まちづくり参加への機会保障
    - ・等しく公共サービスが受けられる（平等な利益の享受）
  - ・もし被災した時に、等しく扱われる。
    - ・まちづくりに参画する際、必要であれば、学習の機会があたえられる。
  - 「参加、参画すること」、「公共の利益に沿う意見を述べること」、「情報を知ること」、「個人情報を守ること」という策定グループの意見でいいと思う。
  - 人としての尊厳が守られること守ること最低必要なこと。そのうえで、公共の利益に反しない行動ができる。
  - 市民一人ひとりが、分け隔てなく考えを発信しあえる、環境をつくることだと考える。
  - 平等に審議会等に自由に参加することができる。
  - 人として尊ばれること（市民であるなしにかかわらず）　自由に意見を言えること（民主主義の根本）
  - 基本的人権がおかされる事が無いという安心感。
  - 特別焼津市民として尊重されることはないと思う。「人間」として尊重されることでありますから。
  - 市民として「まちづくりへの参加、参画の機会保障」、「我田引水でなく公共の利益に沿う意見を述べること」、「いかなる情報をも知る得る保障」、「個人情報を自ら堅守し他からも侵害されない保障」
  - 気分良く生活できる環境の維持。  
住民投票など、自分の意見を生活全般に反映できる環境。
  - 「人は一人では生きていけないから、様々な人のつながりのある社会を創っていく」という言葉が、基本的な考え方にある。例え一人でも独りぼっちではないという地域社会をつくるためにも、”絆”が尊重されることが、まず先にあると思う。
  - 市民がまち（地域）の活性化、安心安全、将来の発展等のまちづくりに尽力したことは評価される。※上手く表現できないが自分たちの努力は報われることを表現したい。
  - ・「市民が尊重されること」市民の誰もが意見を言い、行動できるとは限れない、意見を言えない人、機会のない人の方が多いのではないか、そんな人達をどんな形で尊重するのか自分の意見が纏まらない
    - ・住民投票がもう少し楽にできる仕組みが欲しいと思うが　無理ですか？
  - 待っているだけでなく、自らアクションをおこし、まちづくりに参加すること。

**【市民案策定作業グループ委員の意見】※提案に合わせ微修正**

- 「参加、参画すること」、「公共の利益に沿う意見を述べること」、「情報を知ること」、「個人情報を守ること」
- 市民として、まちづくりへの参加の機会保障、住民投票等

**(2) 市民が尊重されること**

- ・市民一人ひとりが人として尊ばれ、まちづくりについて学び、参画する機会を与えられること。

**(2) 市民が尊重されるべきこと**

- ・各人が等しく人として尊重され、まちづくりの全ての段階において参加することができる

**(2) 市民の権利（「市民が尊重されること」）**

- ・市民の誰もが公平、平等に行政サービスをうけることができる。
- ・まちづくりへの参加の機会の保障
- ・人としての尊厳が守られる。（基本的人権の保障）
- ・自由に意見を言える。（民主主義の基本）

(3) 市民が守らなければならないこと（「市民の役割・責務」に代えて）

- ・市民一人ひとりが、自治の当事者となる
- ・市民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい
- ・子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像を条例に描く

問：「市民が守らなければならないこと」について

焼津市民であれば守らなければならないこととはなんでしょうか？

【委員意見】

- 市民としての権利の行使と義務を守る
- 基本理念を受けて、市民等、市及び議会が連携・協力して市民自治によるまちづくりを推進し、よりよいまちづくりを進めていくため、市民等の市政参加や協働など  
←参加の権利
- ・積極的なまちづくりへの参加
  - ・ルールの厳守 → 住みよいまちにするために皆で策定したルールであっても、1人が守らなければ崩れてしまう、条例等も同じ。
- まちづくりへ参加した時に、誰がどんな責任を負うのか。  
自治会などへの参画については、考えていかなければならないと思う。
- 当事者という意識を持って、積極的に参加活動する。
- 法令のほかに道徳、倫理、慣習、約束事、合意した事柄。
- 自分の言ったことには責任をもつこと。（自己責任）
- 少なくとも自分の家と同じようにゴミのポイ捨てなど基本的なことは守る。（きれいなまちづくり）
- 市民一人一人が助け合うこと。公のために求められれば協力すること。
- 生活していく上での常識的なルール。
- 特別焼津市民として守るということはないと思う。人として守るべきことは誰でも守るべきこと。
- ・市民一人ひとりが、自治の当事者となり、自ら市情報を学び、参画し、色々知恵を出し合い、将来、子ども達の世代が持続して住めるまちとなるように努める。
  - ・「事業者」についても、市民一人として、上記のように努めることを明記する
- 「子どもたちの世代に」を謳っていくなら、その子どもたちの世代になった時に焼津市がよりよい、住みやすい、気持ちよく共存できる環境を整えていくこと。それができるような取り組みをしていくこと。
- 先程の「市民の権利」に代えた言葉に対する、対の言葉になるのではないでしょうか。同じ地域社会に暮らす一員として、互いに認め合い、助け合うこと。
- 自分たちのまちの将来、まちづくりに関心をもちできるだけ参加する。
- ・市民が守らなければならないこと（「市民の役割・責務」があまり強くなることは良くないと考えます
  - ・市民の意思が尊重され、その上で協力することが大切だと考えます

【市民案策定作業グループ委員の意見】※提案に合わせ微修正

- 「事業者」についても明記する
- 地域コミュニティに関して、東日本大震災がその重要性を認識させてくれたものの、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等によりそのあり方を早急に再検討する必要性が生じていると考えるが、当事者意識をもってここに参加する姿勢が市民に求められることを織り込む。
- まちづくりへの参加などに当たって、他を思いやる気持ちを大切に、互いの意見や行動を尊重する姿勢が求められる

(3) 市民が守らなければならないこと

- ・市や地域が行う住みよいまちにするための活動には協力しなければならない。
- ・住みよいまちになるための思いやりの心を失ってはならない。

(3) 市民が守るべきこと

- ・将来に向けた住みよいまちづくりのために各人が不斷の努力に努めること

(3) 市民の責務（「市民が守らなければならないこと」）

- ・自分たちのまちの将来、まちづくりに当事者としての関心をもち、自主的、自立的に参加する
- ・市民一人一人が自治の当事者となり、自ら市情報を学び、参画し、知恵を出し合い、子どもたちの世代が安心して住めるまちとなるよう努める
- ・まちづくりへの参加に当たって、自らの発言と行動に責任をもち、他を思いやる気持ちを大切に、互いの意見や行動を尊重する姿勢が求められる